

健 第 1444 号
令和 3 年 3 月 25 日

公益社団法人富山県医師会長
各 郡 市 医 師 会 長 } 殿

富 山 県 厚 生 部 長
(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」
の公布について

平素より、本県の感染症対策の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申しあげ
ます。

このことについて、厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたので、
内容をご了知いただくとともに、貴会員への周知にご配慮いただきますようお願いいたします。

事務担当 健康課感染症・疾病対策班
電話番号 076-444-4513



健発 0322 第 10 号

令和 3 年 3 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」
の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 51 号）が本日、別紙のとおり公布され、本年 4 月 1 日から施行されることになっています。これらの改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」及び「予防接種実施規則第 5 条の 2 第 2 項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成 28 年 3 月 31 日健発 0331 第 24 号・雇児発 0331 第 7 号・障発 0331 第 14 号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）については、別途改正の上、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

第一 改正の概要

1 予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）の一部改正

定期の予防接種について、対象者の期間内に接種を受けられなかったと認められる特別の事情に災害又はワクチンの大幅な供給不足が発生したこと、これに類する事由により予防接種を受けることができなかったと認められるものを加えること。（第 2 条の 6 関係）

2 予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）の一部改正

児童福祉施設に入所等している被接種者について、現行規定では、長期間にわたり当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないときに当該児童福祉施設の長等から同意を得ることができるところ、長期間にわたりという要件を削除すること。（第 5 条の 2 第 2 項関係）

第二 施行期日

これらの改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること。

○厚生労働省令第五十一号
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月二十二日
厚生労働大臣 田村 憲久

附 則
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

改 正 後		改 正 前	
(説明と同意の取得) 第五条の二 (略) 2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。		(説明と同意の取得) 第五条の二 (略) 2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。	
一、三 (略)		一、三 (略)	

第二條 予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
(特別の事情) 第二條の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一、三 (略) 四 災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）		(特別の事情) 第二條の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一、三 (略) (新設)	

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
（予防接種法施行規則の一部改正）
第一條 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）